

総社市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 準工業区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域である区域をいう。

(2) 工業区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域、工業専用地域及び同号に規定する用途地域以外の地域である区域をいう。

(3) その他区域 準工業区域及び工業区域に該当しない地域である区域をいう。

(緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 準工業区域及び工業区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)並びに環境施設の面積の敷地面積に対する割合(以下「環境施設面積率」という。)は、次のとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
準工業区域	100分の10以上	100分の15以上
工業区域	100分の5以上	100分の10以上

2 特定工場の敷地が、準工業区域、工業区域及びその他区域のうち複数の区域にわたる場合における前項の規定の適用については、それぞれの区域の当該敷地に占める面積の割合(以下「敷地割合」という。)が最も高い区域に係る規定を当該敷地に適用するものとする。この場合において、その他区域の敷地割合が最も高いときは、当該敷地に法準則の規定を適用するものとする。

3 準工業区域と工業区域との敷地割合が同率である場合における前項の規定の適用については、当該敷地に準工業区域に係る規定を、準工業区域又は工業区域とその他区域との敷地割合が同率である場合における前項の規定の適用については、当該敷地に法準則の規定を適用するものとする。

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第4条 準工業区域及び工業区域における緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号)第4条に規定する緑地以外の主務省令で定める環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えない範囲内において、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日(以下「基準日」という。)において既に設置されていた特定工場又は基準日に設置のための工事が行われていた特定工場において、基準日の翌日以後に生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われた場合における第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、法準則(備考)1の二及び三並びに(備考)3の規定によるものとする。この場合において、法準則(備考)1の二中「0.2」とあるのは、準工業区域にあつては「0.1」と、工業区域にあつては「0.05」と、法準則(備考)1の三中「0.25」とあるのは、準工業区域にあつては「0.15」と、工業区域にあつては「0.1」と、法準則(備考)3の一中「0.2」とあるのは、準工業区域にあつては「0.1」と、工業区域にあつては「0.05」と、法準則(備考)3の二中「0.25」とあるのは、準工業区域にあつては「0.15」と、工業区域にあつては「0.1」とする。